



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- *59 私立学校振興助成法に基づく学校法人が知事に届け出る監査報告書に係る監査事項の指定
(総務学事課)..... 1
- *60 平成27年和歌山県告示第1467号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等)の一部改正 (税務課)..... 2
- 61 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 2
- 62 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 2
- 63 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 3
- 64 " (")..... 4
- 65 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 4
- 66 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4
- 67 道路の供用開始 (")..... 5
- 68 " (")..... 5
- 69 道路の区域変更 (")..... 5
- 70 道路の供用開始 (")..... 6
- 71 道路の区域変更 (")..... 6
- 72 道路の供用開始 (")..... 6
- 73 平成28年度和歌山県立図書館資料(図書)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)..... 7
- 74 平成28年度和歌山県立図書館資料(逐次刊行物)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")..... 9

○ 公告

- 入札公告 (教育委員会)..... 10
- " (")..... 13

告 示

和歌山県告示第59号

私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人(同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第2条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含む。)が同法第14条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年4月1日から実施する。

なお、昭和57年和歌山県告示第16号(私立学校振興助成法に基づく学校法人が知事に届け出る監査報告書に係る監査事項の指定)は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

和歌山県告示第60号

平成27年和歌山県告示第1467号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等）の一部を次のように改正する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

告示中「第3条第1項第4号」を「第3条第1項第6号」に、「本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行し、又は」を「官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行し、又は」に、「第9条第5項第4号」を「第9条第5項第6号」に、「本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行し、若しくは」を「官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行し、又は」に改める。

和歌山県告示第61号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年3月15日まで縦覧に供する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成28年1月15日

2 名称

特定非営利活動法人ドリームクリエイター

3 代表者の氏名

米谷克己

4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市山田89-150

5 定款に記載された目的

スポーツ・芸能（プロレス・日本舞踊・演芸）を通じての町おこしイベント及び障がい者施設や介護施設等の慰問活動を行い、当法人の志に賛同し活動を行う個人や団体と地域社会をつなぐパイプ役となり、日本全国をプロレス・日本舞踊・演芸により活性化することを目的とする。

和歌山県告示第62号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール和歌山
和歌山県和歌山市中宇楠谷573番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）縦覧図書添付別紙のとおり
（変更後）縦覧図書添付別紙のとおり
- 4 変更年月日
平成28年1月1日
- 5 変更した理由
小売業者の入退店及び小売業者の住所並びに代表者等を変更したため
- 6 届出年月日
平成28年1月13日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成28年1月26日から同年5月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第63号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第64号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡みなべ町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第65号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成28年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡印南町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字東又字南垣内 12番1地先から同町大字東又字 南垣内2番1地先まで	旧	3.71 } 13.47	146.05	
同上	新	3.74 } 15.13	138.76	

和歌山県告示第67号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字東又字南垣内12番1地先から同町大字東又字南垣内2番1地先まで

供用開始の期日 平成28年1月26日

和歌山県告示第68号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市日方字深原876番1地先から同市井田字大坪158番7地先まで

供用開始の期日 平成28年1月26日

和歌山県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
-----	------	--------------	-----	-----

		メートル	メートル	
岩出市根来字小田177番9地先から同市根来字小田177番1地先まで	旧	10.25 } 10.57	36.65	
同上	新	10.25 } 13.72	36.65	

和歌山県告示第70号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 岩出市根来字小田177番9地先から同市根来字小田177番1地先まで

供用開始の期日 平成28年1月26日

和歌山県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市藪字穴原145番4地先から同市藪字穴原156番21地先まで	旧	5.46 } 5.95	58.30	
同上	新	7.16 } 8.00	58.30	

和歌山県告示第72号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 御坊市藪字穴原145番4地先から同市藪字穴原156番21地先まで

供用開始の期日 平成28年1月26日

和歌山県告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成28年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成28年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務

(2) 契約期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、平成28年1月26日（火）現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあつては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

カ 使用印鑑届

キ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人

にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

ケ 役員調書

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

(2) (1) のア、イ、カ及びケからシまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成28年1月26日（火）から同年2月9日（火）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は平成28年2月9日（火）までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

平成28年2月2日（火）午後3時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年2月2日（火）から同月16日（火）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成28年2月19日（金）までに郵送により送付する。

9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成28年3月4日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成28年3月8日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成28年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成28年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務

(2) 契約期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、平成28年1月26日（火）現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあつては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

カ 使用印鑑届

キ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

ケ 役員調書

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

(2) (1) のア、イ、カ及びケからシまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成28年1月26日（火）から同年2月9日（火）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は平成28年2月9日（火）までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

平成28年2月2日（火）午後2時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年2月2日（火）から同月16日（火）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成28年2月19日（金）までに郵送により送付する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1) の説明は、平成28年3月4日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成28年3月8日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成28年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年1月26日

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成28年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料(図書) 一式

(3) 調達物品の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353-9

和歌山県立紀南図書館

(5) 納入期間

平成28年4月1日(金)から平成29年3月31日(金)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成28年和歌山県告示第73号に規定する和歌山県立図書館資料(図書)納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 期間

平成28年1月26日(火)から同年2月9日(火)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成28年2月9日(火)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

平成28年2月2日(火) 午後3時

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

イ 入札日時

平成28年3月23日（水）午後2時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成28年3月23日（水）午後2時までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、資料（図書）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（図書）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（図書）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、納入資料（図書）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、

最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この一般競争入札は、平成28年2月和歌山県議会定例会において、平成28年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

The material delivery business of Wakayama Prefectural Library : 1 set

- (2) Date and time for tender :

2:30 P.M. Wednesday 23 March 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 2:00 P.M.

Wednesday 23 March 2016)

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Library,

1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051, Japan

TEL 073-436-9500

FAX 073-436-9501

入札公告

平成28年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成28年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度

平成28年度

- (2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（逐次刊行物） 一式

- (3) 調達物品の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

- (4) 納入場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館
田辺市新庄町3353-9
和歌山県立紀南図書館
- (5) 納入期間
平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成28年和歌山県告示第74号に規定する和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館総務課
- (2) 期間
平成28年1月26日（火）から同年2月9日（火）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで
- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。
- (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成28年2月9日（火）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。
- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
- (2) 日時
平成28年2月2日（火）午後2時
- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
- イ 入札日時
平成28年3月23日（水）午後2時
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成28年3月23日(水)午後1時30分までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、資料(逐次刊行物)の本体価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に対する納入金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の割合(百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。)を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料(逐次刊行物)予定金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料(逐次刊行物)予定金額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、納入資料(逐次刊行物)予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

(2) この一般競争入札は、平成28年2月和歌山県議会定例会において、平成28年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。